

## チェックシート

以下の設問に、「はい」と回答する項目がある方は、「経営者保証に関するガイドライン」の相談窓口をご利用ください。

Q1	経営者保証についての中小企業団体及び金融機関団体共通の準則である「経営者保証に関するガイドライン」を知っていますか。	はい	いいえ
Q2	経営者保証を提供せずに借入れをしたいという希望がありながら、借入時にはやむを得ず経営者保証を提供していますか。	はい	いいえ
Q3	経営者保証が精神的な負担となって、新事業展開や新たな投資を躊躇したことがありますか。	はい	いいえ
Q4	経営者保証を提供している既存の借入金について、可能であれば保証を外したいと思いませんか。	はい	いいえ
Q5	年齢や健康上の理由等で廃業・引退したいが、経営者保証がネックとなり、廃業・引退の妨げとなっていますか。	はい	いいえ
Q6	後継者への事業承継に際し(または将来の事業承継を考えた場合)、経営者保証の引継ぎが円滑な事業承継の妨げとなっていますか。(後継者が躊躇するなど)	はい	いいえ
Q7	早期の事業再生・廃業に着手することで、一定の生計費相当額や華美でない自宅等を手元に残せる可能性があることに関心がありますか。	はい	いいえ
Q8	「経営者保証に関するガイドライン」に基づいて債務整理手続を行った保証人は、個人信用情報登録機関に報告、登録がされないなど再チャレンジし易いことに関心がありますか。	はい	いいえ

「経営者保証に関するガイドライン」の相談窓口は、  
最寄りの商工会議所・商工会、  
または中小機構地域本部となっております。

「経営者保証に関するガイドライン」の詳細は、  
中小機構 経営者保証に関するガイドラインサイトをご参照ください。  
ガイドラインサイト▶ <http://hosyo.smrj.go.jp/>

中小機構 経営者保証

検索

なお、金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施しています。

# 「経営者保証に関する ガイドライン」を、 ご存知ですか



廃業して引退したいと思っているのですが、会社の借金が残っています。  
私は保証人で、自宅を処分して返済する

